

現行の議会制度について

議員の選出

- 議会は、直接選挙により選出された議員により構成
- 議員は、選挙人が投票により選挙する。（法 § 17）

- ① 任 期：原則として、一般選挙の日から起算して4年（法 § 93）
補欠議員の任期は、前任者の残任期間（公選法 § 260①）
 - ② 選挙権：日本国民たる年齢満20歳以上で、引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者（法 § 18）
 - ③ 被選挙権：選挙権を有する者で、年齢満25歳以上のもの（法 § 19）
 - ④ 選挙区
 - ・ 都道府県議会議員
郡・市（指定都市についてはその行政区）の区域（公選法 § 15①、 § 269）
 - ・ 指定都市議会議員
行政区の区域（公選法 § 15⑥）
 - ・ その他市・町村議会議員
原則その市町村の区域をもって選挙区となるが、特に必要があるときは条例で選挙区を設置（公選法 § 15⑥）
- ※ 原則として、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。（公選法 § 15⑧）

議員定数

- 人口区分に応じて上限を以下のとおり団体の人口区分ごとに法定。その数を超えない範囲内で条例で定数を定める。（法 § 90、91）
- 町村は、条例で、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。【町村総会】（法 § 94）

	人口区分	定数の上限
都道府県	人口 100万～	46人～120人（人口が7万人増加するごとに1人ずつ増加）
	人口 75万～100万未満	41人～45人（人口が5万人増加するごとに1人ずつ増加）
	人口 75万未満	40人
市	人口 90万～	64人～96人（人口が40万人増加するごとに1人ずつ増加）
	人口 50万～90万未満	56人
	人口 30万～50万未満	46人
	人口 20万～30万未満	38人
	人口 10万～20万未満	34人
	人口 5万～10万未満	30人
	人口 5万未満	26人
町村	人口 2万～	26人
	人口 1万～ 2万未満	22人
	人口 5千～ 1万未満	18人
	人口 2千～ 5千未満	14人
	人口 2千未満	12人

兼職・兼業の禁止

○ 兼職の禁止（法 § 92等）

議員は、次に掲げる職と同時に身分を有することができないこととされており、公選法 § 89等により、公務員である者が議員選挙の立候補者となった場合は、その候補者としての届出日に退職したものとされ、他方、議員が在職中に次の職に就くような場合は、いずれかの職を辞する等の必要がある。

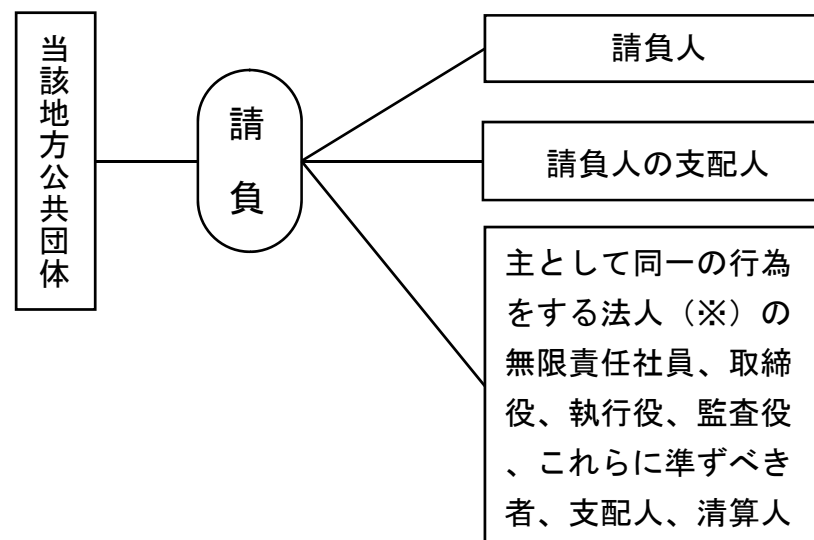
国会議員	法 § 92①	
裁判官	裁判所法 § 52	
他の地方公共団体の議員	法 § 92②	
普通地方公共団体の長	法 § 141②	
行政委員会関係	教育委員会の委員	地教行法 § 6
	人事（公平）委員会の委員	地公法 § 9の2⑨
	公安委員会の委員	警察法 § 42②
	収用委員会の委員及び予備委員	土地収用法 § 52④
	海区漁業調整委員会委員	漁業法 § 95
	内水面漁業管理委員会の委員	漁業法 § 132による同法 § 95の準用
	固定資産評価審査委員	地税法 § 425①
地方公共団体の常勤の職員	法 § 92②	
短時間勤務職員	法 § 92②	
固定資産評価員	地税法 § 406①	
外部監査人	法 § 252の28③VII	
港務局の委員会の委員	港湾法 § 17①	

○ 兼業の禁止（法 § 92の2）

議員は、次に掲げる業に従事することができないとされているほか、議員在職中にこれらの業に従事していると、議会で出席議員の3分の2以上の多数により決定した場合は、失職することとされている（法 § 127①）。

【請負の相手方】

【禁止される業】



※ 当該地方公共団体に対する請負が、当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人

議員の報酬等

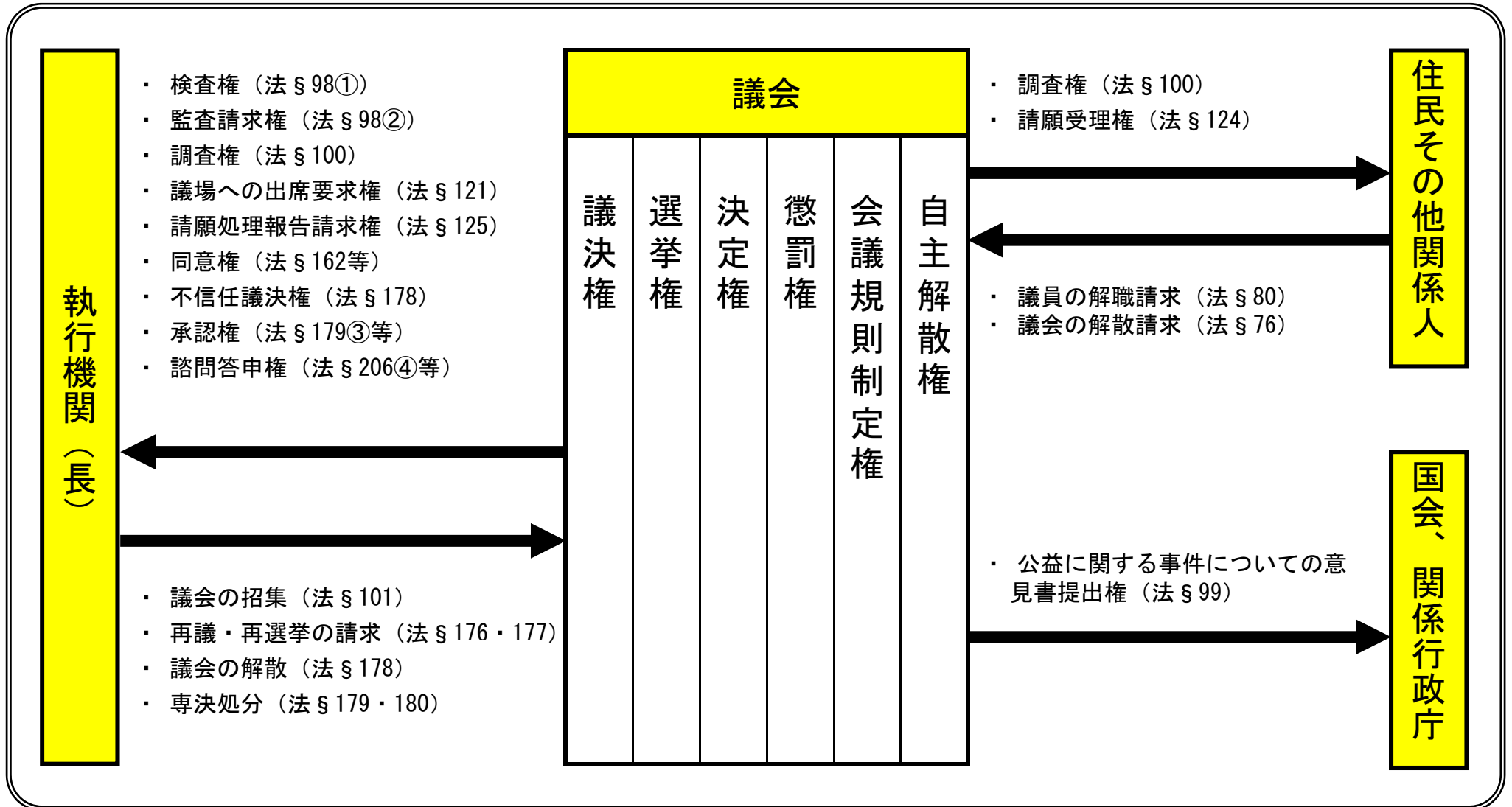
○ 議員の報酬等

- 報酬、費用弁償を支給（法 § 203①・③）
- 期末手当を支給することが可（法 § 203④）
- ※ 額・支給方法は条例で規定（法 § 203⑤）

○ 政務調査費（法 § 100⑬・⑭）

- 議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会の会派・議員に対し、政務調査費を交付することができる。
- ※ 額・対象経費・支給方法等は条例で規定
 - ※ 交付を受けた会派・議員は、条例で定めるところにより議長へ収支報告書を提出

議会の権限



議会の議決権（今回提出資料）

議決事件

必要的議決事件（法 § 96①）

- ① 条例の制定・改廃（法 § 14）
- ② 予算の議決（法 § 211・218）
- ③ 決算の認定（法 § 233）
- ④ 地方税の賦課徴収・分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収
- ⑤ 工事・製造の請負契約のうち、政令で定める基準額以上で条例で定める額以上の契約の締結（令 § 121の2①）
- ⑥ 財産の交換・出資・支払手段としての使用・適正な対価なくしての譲渡又は貸付け（法 § 237②）
- ⑦ 不動産の信託（法 § 237③）
- ⑧ 政令で定める面積以上の不動産、動産、不動産信託の受益権の買入れ・売払いの契約のうち、政令で定める基準額以上で条例で定める額以上の契約の締結（令 § 121の2②）
- ⑨ 負担付きの寄付・贈与
- ⑩ 権利の放棄
- ⑪ 条例で定める公の施設の長期かつ独占的な利用（法 § 244の2②）
- ⑫ 地方公共団体が当事者である不服申立て・訴えの提起・和解・あっせん・調停・仲裁
- ⑬ 損害賠償額の決定
- ⑭ 公共的団体等の活動の総合調整
- ⑮ 法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む）により議会の権限に属する事項（例：指定管理者の指定、外部監査契約の締結、地方道路の認定 等）

任意的議決事件（法 § 96②）

※ 以上のほか、条例で地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く）について議会の議決事項を定めることができる

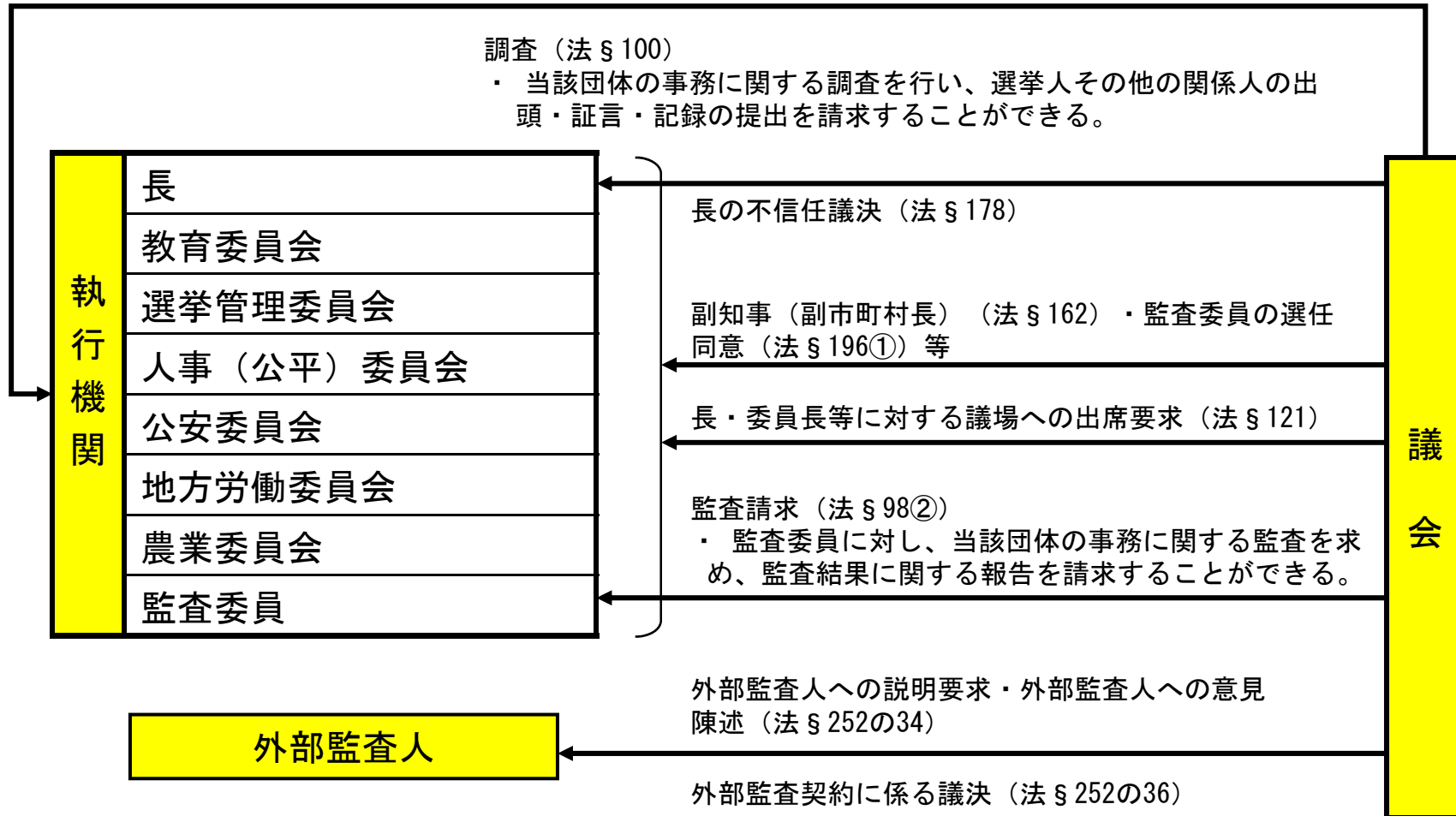
議会の執行機関等に対する監視機能

検査（法 § 98①）

- ・ 当該団体の事務に関する書類・計算書を検閲し、長等の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行、出納を検査することができる。

調査（法 § 100）

- ・ 当該団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭・証言・記録の提出を請求することができる。



※ 第三セクター等の経営状況書類の提出（法 § 243の3）

長は、2分の1以上出資法人等の事業計画・決算書類、不動産信託の受託者の事業計画・実績書類を議会へ提出しなければならない。

委員会制度

○ 委員会の種類

常任委員会 (法 § 109)	<ul style="list-style-type: none">・ その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査・ 議員は、少なくとも一の常任委員となる。
議会運営委員会 (法 § 109の2)	<ul style="list-style-type: none">・ 議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査
特別委員会 (法 § 110)	<ul style="list-style-type: none">・ 会期中に限り、議会の議決により付議された特定の事件を審査

○ 議案提出権

議会の議決すべき事件につき、各委員会の所掌の範囲内で、議会に議案を提出することができる。
(法 § 109⑦等)

○ 公聴会

委員会は、予算その他重要議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有している者・学識経験者等から意見を聴くことができる。(法 § 109⑤等)

○ 参考人

委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査・審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。(法 § 109⑥等)

○ 閉会中審査

委員会は、議会の議決により付議された特定の事件について、閉会中においても、これを審査することができる。(法 § 109⑨等)

議会の運営

議会の招集 (法 § 101)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会は、長が招集 ・ ①議長は、議会運営委員会の議決を経て、また、②議員の定数の4分の1以上の者は、長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することが可 ・ 上記請求があったときは、請求日から20日以内に招集しなければならない。 							
定例会・臨時会 (法 § 102)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定例会は、毎年、条例で定める回数招集 ・ 必要がある場合において、その事件に限り、臨時会を招集 							
定足数、議員の請求による開議	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。(法 § 113) ・ 議員の定数の半分以上の者からの請求があるときは、議長は、その日の会議を開かなければならない。(法 § 114) 							
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="107 778 181 1106" rowspan="3">議長・副議長</td> <td data-bbox="181 778 454 847">選出</td> <td data-bbox="454 778 2078 847">議員の中から議長・副議長1人を選挙(法 § 103①)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 847 454 986">任期</td> <td data-bbox="454 847 2078 986"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の任期による(4年)(法 § 103②) ・ 議会の許可を得て辞職することができる(法 § 108) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="181 986 454 1106">議長の権限</td> <td data-bbox="454 986 2078 1106">秩序維持権(法 § 104・129・130・131)、議事整理権(法 § 104)、事務統理権(法 § 104・138⑦)、議会代表権(法 § 104)、委員会における発言権(法105) 等</td> </tr> </table>	議長・副議長	選出	議員の中から議長・副議長1人を選挙(法 § 103①)	任期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の任期による(4年)(法 § 103②) ・ 議会の許可を得て辞職することができる(法 § 108) 	議長の権限	秩序維持権(法 § 104・129・130・131)、議事整理権(法 § 104)、事務統理権(法 § 104・138⑦)、議会代表権(法 § 104)、委員会における発言権(法105) 等	
議長・副議長		選出	議員の中から議長・副議長1人を選挙(法 § 103①)					
		任期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の任期による(4年)(法 § 103②) ・ 議会の許可を得て辞職することができる(法 § 108) 					
	議長の権限	秩序維持権(法 § 104・129・130・131)、議事整理権(法 § 104)、事務統理権(法 § 104・138⑦)、議会代表権(法 § 104)、委員会における発言権(法105) 等						
議案の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。(法 § 112) * 執行機関の執行の前提要件・前提手続として議決を経るべき事件の提案権は、長に専属 * 予算の提案権は長に専属 * 団体の意思を決定すべき事件の提案権は、他の特別の規定がない限り長と議会の双方に存する。(議員提出は定数の12分の1) * 議会に常任委員会等を設置するための条例の提案権などは、議員に専属 ・ 常任・議会運営・特別委員会は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。(法 § 109⑦等) 							

会議の公開 (法 § 115)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議は公開 ・ ただし、秘密会を開くことができる。(議長又は議員3人以上の発議により、出席議員の3分の2以上の多数での議決が必要)
修正の動議 (法 § 115の2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案に対する修正の動議を議題とする場合には、議員の定数の12分の1以上の者の発議によらなければならない。
表決 (法 § 116)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。(例外) <ul style="list-style-type: none"> * 事務所の位置の条例、秘密会、議員の資格決定、拒否権による再議など → 出席議員の3分の2以上の多数での同意 * 直接請求による副知事等の解職、除名処分、不信任議決など → 議員の3分の2以上の出席、その4分の3以上の同意
除斥 (法 § 117)	議長及び議員は、自己、父母、祖父母、配偶者、子、孫、兄弟姉妹の一身上に関する事件、これらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。(ただし、議会の同意があったときは、会議に出席し、発言することが可能)
会期不継続の原則 (法 § 119)	会期中に議決に至らなかった事件は、後会に継続しない。
会議規則 (法 § 120)	議会は、会議規則を設けなければならない。
議会事務局 (法 § 138)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県の議会に事務局を置く。 ・ 市町村の議会に条例に定めるところにより、事務局を置くことができる。
議会図書室の附置 (法 § 100 ^⑰)	議員の調査研究に資するため、図書室を附置し、官報・公報・刊行物を保管